

# CFP®資格審査試験問題集（相続・事業承継設計）

## 平成29年度第1回

（本書籍の下記のページに誤りがありました。お詫びして訂正いたします。）

・ 68 ページ 問題 45（設問 A）

（誤）＜計算＞（計算式は省略）

原則的評価方式によって評価した金額は 3,540 円（問題 46 の解説を参照）であるので、550 円を選択する。

（正）① 配当還元方式による評価額（計算式は省略）

② 原則的評価方式による評価額

中会社の原則的評価方式は、次の算式により計算した金額によって評価する。ただし、納税義務者の選択により、次の算式の「類似業種比準価額」を1株当たりの純資産価額により計算することもできる（同基本通達179（2））。なお、次の算式の1株当たりの純資産価額は、株式を取得した者とその同族関係者が保有する議決権割合が50%以下であるときは、80%を乗じて計算した金額とするが、算式の「類似業種比準価額」を1株当たりの純資産価額により計算とした場合の純資産価額は80%を乗じた金額とすることはできない（同基本通達185）。

1株当たりの相続税評価額＝類似業種比準価額×L＋1株当たりの純資産価額×（1－L）

2,300円×0.60＋5,400円×80%×（1－0.60）＝3,108円

算式中の「類似業種比準価額」を1株当たりの純資産価額により計算した場合のYA社の相続税評価額は

5,400円×0.60＋5,400円×80%×（1－0.60）＝4,968円

となるため、評価額が低い3,108円を選択する。

③ YA社の1株当たりの相続税評価額

①<② ∴ 550円

・ 68 ページ 問題 46（設問 B）

（誤）1株当たりの相続税評価額＝類似業種比準価格×L＋1株当たりの純資産価額×（1－L）

＜計算＞① 1株当たりの類似業種比準価格：2,300円

（正）1株当たりの相続税評価額＝類似業種比準価額×L＋1株当たりの純資産価額×（1－L）

＜計算＞① 1株当たりの類似業種比準価額：2,300円